

**証明願（相続税の納税猶予に関する適格者証明書）の提出について**

- ・ 農地が共有名義の場合は、相続人毎に証明願を提出していただきます。
- ・ 公的な書類は、発行後3ヶ月以内のものを添付してください。
- ・ 証明願の提出時に、証明書1通につき手数料300円が必要となります。

**提出書類一覧**

No.	書 類	備 考	正本	副本
<b>●必ず必要な書類</b>				
1	証明願（相続税の納税猶予に関する適格者証明書）	別表：特例適用農地等の明細書	1部	1部
2	適用地の登記事項全部証明書	法務局で交付	1部	×
3	適用地の公図 ※ <u>適用地を着色</u>	法務局で交付	1部	写し1部
4	位置図（1/1500程度）※ <u>適用地を着色</u>	任意の地図	1部	1部
5	納税猶予の特例適用の農地等該当証明書 ※正本は証明書交付時に返却します。	市役所 都市計画課で交付	1部	×
<b>●相続登記がされていない場合に必要な書類</b>				
6	相続関係を確認する書類 （相続登記未了の場合）	① 相続関係図☆ ② 遺産分割協議書（写） ③ 相続人全員の戸籍謄本※☆ ④ 被相続人の除籍謄本・原戸籍謄本※☆  など	①～⑤ 各1部を正本に添付。  ☆印分は、 法務局発行の「法定相続情報一覧図の写し」に代えることができます。  ※印分は、 受付時に写しの提出とあわせて 原本の提示がある場合は、 原本は確認後に返却します。	
※ その他、適用内容により上記に記載のない書類が必要になる場合があります。				

- ・ 証明願は、毎月10日が当月分の受付期限となっています。  
（10日が土曜・日曜・閉庁日の場合は、その前の開庁日で当月の受付を終了します。）
- ・ 受付期限までの受付分については、当月中旬に農業委員会で適用農地の耕作状況を確認し、当月下旬の農業委員会開催日の翌開庁日以降に、証明書を交付（副本に公印を押印したものを証明書としてお渡し）します。
- ・ 届出者（相続人）による証明書の受領時には、本人確認書類（免許証等）が必要です。  
代理人が受領する場合は、相続人が押印した委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

問い合わせ先 伊丹市農業委員会事務局 TEL：072-784-8094 Fax：072-780-3532